

別表 不良住宅の要件（評点の合計が100点以上）

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 得点
1	構造一般の 程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石 であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がない もの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(3) 基礎、土台、 柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐 朽し、又は破損しているもの等小修理を要 するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が 著しいもの、はりが腐朽し、又は破損して いるもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は 破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又 は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
		(4) 外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上げ材料の剥 離、腐朽又は破損により、下地の露出して いるもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上げ材料の剥 離、腐朽又は破損により、著しく下地の露 出しているもの又は壁体を貫通する穴を生 じているもの	25	
		(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあ り、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒 の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	(6) 外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以 上あるもの	20				
(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4		(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10

住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1より